

第29回総会議事録

<開催日> 令和7年12月8日（月曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A1・A2）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第309号～報告第334号 農地法第3条の3届出
農地法第5条届出 8件
18件

日程第3 報告第335号～報告第351号 農地の転用事実等に関する照会 17件

日程第4 報告第352号 農地法第18条第6項等通知 1件

日程第5 報告第353号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願 1件

日程第6 議案第162号～議案第168号 農地法第3条許可申請 7件

日程第7 議案第169号～議案第174号 農地法第5条許可申請 6件

日程第8 議案第175号 木更津市農用地利用集積等促進計画（地域
計画内一括）案に対する意見について 1件

日程第9 議案第176号 木更津市農用地利用集積等促進計画（地域
計画外一括）案に対する意見について 1件

日程第10 議案第177号 (仮称)一般社団法人木更津市農業支援セン
ター設立準備会委員の推薦について 1件

日程第11 報告第354号 木更津市農用地利用集積等促進計画（地域
計画内一括）案に対する意見について 1件

日程第12 報告第355号 木更津市農用地利用集積等促進計画（地域
計画外一括）案に対する意見について 1件

日程第13 報告第356号 木更津市農用地利用集積等促進計画（地域
計画内再転貸）案に対する意見について 1件

日程第14 議案第178号 木更津市新規就農事前審査会設置要綱の
制定について 1件

<出席委員>

1番 小倉 和	2番 露寄 伸哉	3番 磯貝 正一
4番 地曳 昭裕	5番 鈴木 康裕	6番 嶋野 知明
7番 村田 正明	8番 村上 常雄	9番 関 和美
10番 桐谷 勝美	11番 鈴木 修一郎	12番 和田 倉吉
13番 金子 一夫	14番 宮沢 伸子	15番 磯貝 徳三
16番 石渡 和美	17番 斎藤 洋一	18番 杉山 孝
以上 18人 出席		

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長 山口 裕之	係長 岡部 哲朗	主任主事 齊藤 結梨奈
主任主事 伊藤 優市		

<午後4時5分開会>

議長

委員の皆様には、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
ただ今から、第29回総会を開催いたします。
本日の出席委員は18名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。
それでは、日程に入ります。
日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、議席3番磯貝正一委員と、議席13番金子一夫委員を指名いたします。
書記には、事務局職員齊藤主任主事を任命します。
次に、日程第2から第5まで、報告第309号から報告第353号まで、3ページから13ページまでの45案件につきまして、事務局の報告を求めます。

事務局

報告案件についてご説明いたします。
日程第2、報告第309号から報告第334号までについて、まず農地法第3条の3の届出が8件ございまして、全て相続によるものです。
次に、農地法第5条の届出が18件ありますて、そのうち10件が住宅建築用地、1件が店舗建築用地、6件が資材置場用地、1件が資材置場・駐車場用地への転用の届出でした。
次に、日程第3、報告第335号から報告第351号までについて、農地の転用事実等に関する照会17件ございまして、全て法務局からの照会で、そのうち2件が農地、14件が非農地、1件が一部農地、一部非農地と回答しております。
次に、日程第4、報告第352号について、農地法第18条第6項等の通知1件ございまして、基盤強化法に係る解約でした。
次に、日程第5、報告第353号の農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願いについて、令和7年開催の第25回総会にて、却下相当の議決を得た案件でございます。
その後県の処分がされる前に申請者より取下げ申請があり、受理したので報告するものでございます。
なお、取下げ理由は議案書に記載のとおりでございます。

以上で事務局の説明を終わります。

議長

次に、日程第6、議案第162号から第168号まで、14ページから15ページまでの農地法第3条許可申請7案件について議題に供します。
初めに、議案第162号について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第162号ですが、申請箇所は、3条位置図1の畔戸の農地です。
中間管理機構から農地法第3条による賃借権の設定に変更することを目的に、賃借権設定をするものです。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
初めに、議案第162号について、石渡委員お願いします。

石渡委員

議案第162号について、ご説明いたします。
本件は、農地中間管理機構からの賃借権の設定から、農地法第3条に基づく賃借権の設定に変更するため、申請がされたものです。
譲受人は法人で、提出した書類を確認したところ、農地所有適格法人の要件を満たしています。また、自作地について遊休農地等はありません。
申請地の現況は畑でいちごを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

石渡委員

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

〈 質 疑 〉

議長

意見等が無いようですので、採決にうつります。

許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第162号は、許可と決定いたします。

続いて、議案第163号について、審議いたします。

なお、本案件には、■■■■委員にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」により、磯貝正一委員は退席願います。

《 ■■■■委員 退席 》

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第163号ですが、申請箇所は、3条位置図2の牛袋の農地です。

農業経営の拡大を目的に売買による所有権移転をするものです。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の地曳委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地曳委員

議案第163号について説明いたします。

本件は、農業経営の拡大のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約250日で、約33,000m²の農地を申請者と家族3人で耕作しております。

農業機械はトラクター、農用トラックを所有しており、自身が経営する法人が所有する田植え機、コンバインを使用して耕作を予定しています。また、自作地について遊休農地等はありません。

申請地の現況は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

〈 質 疑 〉

議長

意見等が無いようですので、採決にうつります。

許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 拳 手 〉

議長

拳手全員であります。
よって、議案第163号は、許可と決定いたします
退席されております、■■■■委員には、お戻り願います。

《 ■■■■委員 着席 》

議長

次に、議案第164号から第168号までについて審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第164号及び165号ですが、申請箇所は、3条位置図3の笹子の農地です。
農業経営の拡張を目的に売買による所有権移転をするものです。
次に、議案第166号ですが、申請箇所は、3条位置図4の草敷の農地です。
農業経営の拡張を目的に売買による所有権移転をするものです。
次に、議案第167号ですが、申請箇所は、3条位置図5の下郡の農地です。
一帯を農地として整備することを目的に売買による所有権移転をするものです。
次に、議案第168号ですが、申請箇所は、3条位置図6の下郡の農地です。
農業経営の拡張を目的に売買による所有権移転をするものです。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
初めに、議案第164号及び第165号について、磯貝徳三委員お願いします。

磯貝徳三委員

議案第164号及び第165号について譲受人が同一のため一括して説明いたします。
本件は、農業経営の拡大のため、申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、約19,200m²の農地を申請者が耕作しております。
農業機械はトラクター、耕うん機、田植え機等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。
申請地の現況は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

次に、議案第166号について、鳴野委員お願いします。

鳴野委員

議案第166号について説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約350日で、約19,200m²の農地を申請者と家族1名で耕作しております。
農業機械はコンバイン・トラクター、田植え機等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。
申請地の現況は畑で栗を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。また、申請者は栗の生産組合の理事長を務めていたことから栗の育成に精通しており、信頼に足りる方であると思います。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

鳥野委員	ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、議案第167号及び第168号について、鈴木修一郎委員お願いします。
鈴木修一郎委員	<p>初めに議案第167号について、説明いたします。</p> <p>本件は、一帯を農地として整備するため、申請がされたものです。</p> <p>譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、約9,200m²の農地を申請者と家族1名で耕作しております。</p> <p>農業機械は、トラクター、田植え機、コンバインをリースしており、自作地において遊休農地等はありません。</p> <p>申請地の現況は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。</p> <p>以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p>
	<p>次に議案第168号について、説明します。</p> <p>本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。</p> <p>譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、約22,000m²の農地を申請者と家族2名で耕作しております。</p> <p>農業機械は、トラクター、コンバイン、田植え機等を所有しており、自作地において遊休農地等はありません。</p> <p>申請地の現況は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。</p> <p>以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p>
	<p>ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。</p>
地曳委員	議案第167号について移転価格が未定とありますが、このまま許可することは可能でしょうか。
事務局	地域との調和要件の中でいわゆる価格破壊のような移転価格が設定されている場合にはこの要件に該当するとは考えられます。ただ金額自体をもって不許可処分が難しいこと及び3条許可後に正式な国有地払い下げ手続きに移るそうで現時点では移転価格を明示することはできないと確認しています。
地曳委員	でも未定では審査しようがなくなってしまいます。金額が示されていてはじめて価格破壊か否かわかると思いますがこれではなにもわかりません。
事務局	価格に関する審査基準を改めて確認します。
議長	<p>少し本件についてお時間いただくこととして、次の日程に移りたいと思います。</p> <p>日程第7、議案第169号から 第174号まで、16ページの農地法第5条許可申請6案件について議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	初めに、議案第169号及び第170号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1高柳地先の農地です。

事務局

申請目的は、特定建築条件付き売買予定地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第1種農地であり原則転用許可はできませんが、本件については住宅ほか周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、例外的に許可しうるものと判断しました。
資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和13年12月末を予定しております。

次に、議案第171号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2大稻田大久保地先の農地です。

申請目的は、専用住宅で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第2種農地と判断しました。
資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■円となっており、金融機関からの借入金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和8年5月25日を予定しております。

次に、議案第172号及び第173号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3真里谷地先の農地です。

申請目的は、太陽光発電施設用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第2種農地と判断しました。
資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和9年3月30日を予定しております。

次に、議案第174号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4茅野地先の農地です。

申請目的は、太陽光発電施設用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第2種農地と判断しました。
資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和8年2月25日を予定しております。

以上で事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
初めに、議案第169号及び第170号について、議員正一委員お願いします。

議員正一委員

議案第169号及び第170号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲むため、土砂の流出等は起きないと思われます。
次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に東側水路を通じて北側排水路に放流する計画のため問題は生じないと思われます。

議員正一委員

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願ひします。

議長

続いて、議案第171号について、金子委員お願ひします。

金子委員

議案第171号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないとと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに東側既設水路に放流する計画のため問題は生じないとと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、日照、通風に配慮した計画であるため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願ひします。

議長

続いて、議案第172号から第174号までについて、村田委員お願ひします。

村田委員

議案第172号及び第173号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないとと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理する計画であるため問題は生じないとと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2メートル程度であるため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

続いて、議案第174号についてですが、まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないとと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理する計画であるため問題は生じないとと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営

村田委員

農中の農地はないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2メートル程度であるため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

意見等が無いようですので、採決にうつります。

議案第169号から第174号までの6案件について、一括して採決したいと思いますが、異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

議長

異議が無いようですので、採決いたします。

許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第169号から第174号までの6案件は許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第8、議案第175号、17ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画内一括案に対する意見について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第175号ですが、総会前に農林水産課より取下げの申出がございました。具体的には計画番号2番を取りやめる旨の連絡が地権者よりあったため、計画をいったん取り下げて改めて意見聴取の手続きを行うとのことでした。以上でございます。

議長

日程第8については審議はしないということなので、次に、日程第9、議案第176号、22ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画外一括案に対する意見について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第175号、木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画外一括案に対する意見について、初めに議案の訂正をお願いします。議案書24ページと25ページ、右から5列目「種類」の欄に「更新」と記載されていますが正しくは「新規」になります。また、24ページの計画番号3番、左から7列目に118平方メートルと記載されていますが正しくは115平方メートルでございます。

それでは、説明いたします。本案件は、令和7年11月17日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。

それでは、計画の内容について、ご説明いたします。

今回の計画は、計画1から8までとなっています。

利用目的はすべてが水稻となっています。

事務局

設定する権利の種類はすべてが賃借権となっています。
権利の存続期間は、すべてが認可の公告日から10年間となっています。
計画合計数は、利用権の設定が合計17筆で13,954平方メートルとなっております。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
初めに、計画番号1番について、地曳委員お願いします。

地曳委員

計画番号1番について、説明します。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、計画番号2番については、私が説明します。

杉山委員

計画番号2番について、説明します。
本件は、農業経営の継続を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、計画番号3番及び4番について、斎藤委員お願いします。

斎藤委員

計画番号3番について、説明します。
本件は、農業経営の継続を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
次に、計画番号4番について、説明します。
本件は、農業経営の継続を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

議長

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願ひします。

〈 質 疑 〉

議長

意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、本案件には、■■■■委員にかかる計画がありますので、「議事参与の制限」により、■■■■委員は退席願います。

《 ■■■■委員 退席 》

議長

それでは、採決いたします。

意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第176号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。

退席されております、■■■■委員には、お戻り願います。

《 ■■■■委員 着席 》

議長

次に、日程第10、議案第177号、26ページの（仮称）一般社団法人木更津市農業支援センター設立準備会委員の推薦について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

令和8年4月1日に設立を予定している（仮称）一般社団法人木更津市農業支援センターの設立に向けた準備を行うための準備会を設置することとなり、同法人の発起人より農業委員会会長の推薦を求められたものでございます。

設立準備会にて法人の定款の作成など法人設立に向けた手続きを行います。なお、法人設立後準備会委員の中から理事を選出することを予定しており、杉山会長が理事に選出された場合には法人の理事としてその旨が登記されます。

以上でございます。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

意見等が無いようですので、採決いたします。

原案のとおり決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第177号は、原案のとおり決定いたします。

次に、本日配付した別冊の総会議案、日程第11から第13まで、報告第354号から第356号までについて事務局の報告を求めます。

事務局

報告第354号から第356号までについて、報告いたします。

先月開催された第28回総会議案第160号及び第161号の「農用地利用集積等促進計

事務局

「画地域計画外一括及び再転貸」について審議し、意見ない旨回答いたしました。

その後、農林水産課より地域計画外として意見聴取の依頼でしたが、そのうちの計画の一部に地域計画に含まれるものがございましたので、改めて意見聴取の依頼がございました。

これにつきましては農業委員会の審査項目として地域計画に位置付けられている扱い手か否かを専門審査し、意見を述べるものではなく、中間管理法第18条第5項第2号及び第3号の要件を確認し、意見を述べるものであることから、先月の総会における審査に瑕疵はないものと判断し、会長専決により意見ないものとして報告いたしました。

以上でございます。

議長

次に、日程第14、議案第178号、木更津市新規就農事前審査会設置要綱の制定について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第178号「木更津市新規就農事前審査会設置要綱の制定」についてご説明いたします。

本件は、新規就農者が農地法又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地や採草放牧地の権利設定又は移転を伴う手続きを行う前に実施している事前審査会について、要綱として明文化するものです。

近年、農業の扱い手不足や高齢化が進む中で、新規就農者の受け入れは 地域農業の維持・発展にとって非常に重要な課題となっています。

しかし、権利設定又は移転を伴う手続きには法律上の要件があり、営農計画の妥当性や経営の継続性を確認することが不可欠です。

こうした背景から、これまで行っていた事前審査会について内部基準である要綱として明文化することで、事前審査会の目的を明確にし、新規就農者に対し適切な助言・指導を行うことで、運用の透明性の確保は勿論、公平性を確保することを目的としています。

要綱の内容といたしましては、農地法及び農地中間管理事業推進法の要件を審査し、営農に関する助言・指導を行うため、審査対象者、組織構成、出席者、提出資料、審査事項等を定めるものとなっています。

なお、本日の総会にて議決いただきましたら、速やかに告示するとともに、ホームページなどにより周知を図りたいと存じます。

以上が本要綱の概要です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

地曳委員

10ページにある第2条について平仮名で「もの」とあるのは漢字で統一すべきではないですか。

事務局

法令用語として「もの」については使い分けが示されており、あるものに更に要件を重ねて限定する場合には平仮名で「もの」を使用することとなっているため、委員ご指摘の箇所については平仮名標記とすべきものとなります。

和田委員

11ページにある第3条第5号と第5条第1項の「営農計画」と第6条第1号の「農業経営実施計画書」には違いがあるのか。

事務局

第6条については様式のタイトルです。第3条については第6条の農業経営実施計画書に記載されている内容に加え、事前審査会当日に申請者が説明しているものや第5条による補足説明も含めたものを含め営農計画としています。

議長

他に意見等が無いようですので、採決にうつります。

議案第178号について、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〈 拳 手 〉

議長

挙手全員であります。
よって、議案第178号は、原案のとおり決定するものとします。

それでは、保留していた日程第6、議案第167号について事務局いかがでしょうか。

事務局

お時間いただきましてありがとうございます。
譲渡人に確認したところ移転価格■■■■円であると確認が取れました。確定値とのことでしたので移転価格について訂正したうえで審議いただければと存じます。

議長

他に質問、意見等はありますか。

桐谷委員

議案第168号について譲受人は市原市に居住しておりますが、申請地から離れております
よね。営農することは可能でしょうか。

鈴木修一郎委員

現在は市原市在住ですが実家は下郡で、現在も下郡で耕作をしております。将来的には自身も戻ってきて永住するつもりと話していました。

議長

他に意見等が無いようですので、採決にうつります。
議案第162号から第168号までの7案件について、一括して採決したいと思います
が、異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

議長

異議が無いようですので、採決いたします。
許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 拳 手 〉

議長

挙手全員であります。
よって、議案第162号から第168号までの7案件は、許可と決定いたします。

以上をもちまして、第29回総会を閉会といたします。
なお、終了時間は、午後5時13分であります。
長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年12月8日

議 長 _____

議事録署名委員 _____